

研究種目：若手研究 (B)
研究期間：2008 ～2009
課題番号：20791670
研究課題名 (和文) 患者の情報プライバシーを考慮した医療施設間情報共有のあり方
研究課題名 (英文) Sharing information between medical institutions: Considerations of patient privacy

研究代表者

守田 恵理子 (MORITA ERIKO)
名古屋市立大学・看護学部・助教
研究者番号：10423849

研究成果の概要 (和文)：

本研究は、医療施設における看護退院サマリー (以下サマリー) による他施設への情報提供の実態及びサマリー記載時の意識調査、またサマリーを受け取る施設におけるサマリートの取扱いの実態及び意識調査から、看護・介護関連職員のサマリーによる患者情報の授受の実態を明らかにし、今後の情報提供のあり方の検討をすることを目的とした。結果、医療施設調査では、看護管理者 52 名、病棟看護師 995 名から質問紙の回答が得られた。個人情報取扱いに関する掲示を行っている病院は 88.5% だった。サマリーに含まれていると考えられる項目 18 項目を提示し、サマリーに記載する情報の詳細さとプライバシーへの配慮の必要性について 4 段階で回答を求めたところ、記載する情報の詳細さとプライバシーへの配慮には、全ての項目間に弱い正の有意な相関が認められた。サマリー送付時に「サマリーを提示している」と回答したものは 8.1%、「同意を得ている」と回答した者は 17.6% だった。サマリーを受け取る施設での調査では、看護師 99 名、介護関連職員 (介護福祉士、ケアマネージャー等) 74 名から質問紙の回答が得られた。病院から情報を提供される方法として 97.9% の者が看護退院サマリーと回答し、71.5% のものが看護・介護において最も参考になる情報源であると回答した。サマリー情報の共有について、共有する相手及び内容について制限の必要ないと回答した者は 76.4% であった。今後は、サマリーを受け取る施設での情報の取扱いの実態も考慮して、サマリーに記載する情報について検討する必要がある。

研究成果の概要 (英文)：

This study examined the level of patient information currently provided to other hospitals through nurses' patient discharge summaries, and surveyed nurses' awareness of privacy when writing these summaries. In addition, with the aim of investigating how patient information should be provided between medical institutions, we conducted a survey of how information is handled, and attitudes toward the handling of information, at facilities that receive nursing discharge summaries. From an examination of opinions and desires with respect to nursing discharge summaries, we clarified the kinds of concern given to patient privacy when nursing and care personnel receive patient information.

Responses to a questionnaire were received from 53 nurse administrators and 995 nurses. The percentage of hospitals that provide notices with regard to the handling of personal information was 88.5%. Subjects responded on a four-point scale to questions about showing 18 items included in summaries to patients, the level of detail of information recorded in the summaries, and the need for concern about privacy. Weakly significant positive correlations were found between all items in the level of

detail of information recorded and concern for privacy. The percentage of respondents who showed discharge summaries to patients when sending them was 8.1%, while 17.6% responded that they “obtained consent.”

Survey questionnaires were returned by 99 nurses and 74 care personnel (nursing care workers, care managers, others). Of them, 97.9% responded that information is provided from hospitals in the form of nursing discharge summaries, and 70.8% responded that information was in the form of physician discharge summaries and referrals. Of the respondents, 71.5% selected nursing discharge summaries as the most useful information source. In response to a question on whether it was necessary to restrict the persons with whom the information in nursing discharge summary is shared, or the content that could be shared, 76.4% responded that restrictions were unnecessary. The reasons given were that “information needs to be shared for the medical team” by 65.3%, and “because the information is for common use by people of different specialties” by 34.7%. In the future it will be necessary to investigate the information in summaries with consideration of how information is handled in institutions that receive the summaries.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：看護学・基礎看護学

キーワード：看護サマリー、情報共有、情報プライバシー

1. 研究開始当初の背景

今日の医療現場では、安全に医療を遂行するために多くの情報を必要とし、医療者間で情報共有をすることにより質の高い医療の提供が可能となる。より多くの情報を医療者間で共有するために、電子カルテの導入、院内外の情報ネットワークの構築が試みられており、情報共有の範囲は今後さらに拡大する可能性があるという報告がされている。看護においては、患者が他の施設に転院したり、退院して在宅看護に移行するにあたり訪問看護を利用したりするときには、看護退院サマリーを作成し、施設間で情報共有をしているという報告がある。

このように、医療現場において他施設との効率的な情報共有に関する研究が進められている中で、平成17年に「個人情報保護法」が全面施行され、医療従事者に対しても厚生

労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下ガイドライン）が示された。このことにより、患者情報の活用や授受に関する様々な条件が示され、手続きが必要となった。

多くの医療施設の看護師は患者が他施設へ転院するにあたり、看護退院サマリーを作成し、情報提供を行っている。看護退院サマリーによる他施設への情報提供は個人情報保護法及びガイドラインによると「個人情報の第三者提供」にあたるため、情報提供にあたり患者に同意を得なければならない。しかしガイドラインでは、個人情報の利用目的に関し、他の事業者への情報提供について院内掲示などで公表されており、患者から意義などの申し出がない場合は、その利用に関して「個人情報の提供に関する同意が得られて

いる」と考え、送付にあたり個別に患者から同意を得る必要はないとされている。そのため院内掲示がある場合は、看護退院サマリーを他施設へ送付する際に、サマリー内容や提供する個人情報について個別に患者から同意を得る必要はないとされている。患者にとって「センシティブ情報」にあたる診療情報の記載されている看護退院サマリーを、他施設に送付するにあたり、患者のプライバシー保護の観点から、より患者の理解を得られるようにするため、何らかの配慮が必要ではないだろうか。

2. 研究の目的

調査1) 看護退院サマリーを他施設へ提供するとき、どのような方法で患者から同意を得ているのか、現状を明らかにする。

調査2) 他施設へ看護退院サマリー提供にあたり、患者は看護退院サマリーの内容を知らされているのか、どのようにして同意をしているのか、現状を明らかにする。

調査1を実施したところ、看護退院サマリーの授受の概要を明らかにする必要性ができたため、調査2の研究目的を下記のように変更した。

調査2) 看護退院サマリーを受け取る施設でのサマリー情報の取扱いの実態、情報共有の範囲及び方法の実態、プライバシー配慮に対する意識を明らかにし、今後の看護退院サマリーによる情報共有の課題を明らかにする。

3. 研究の方法

【調査1】

(1) 対象

愛知県内にある100床以上の全病院205施設を対象とした。対象者は施設毎に①病院全体の状況に精通していると考えられる看護管理者1名、②看護退院サマリー記載の実績がある病棟に勤務する看護師で、勤務年数が2年以上の者について病院全体から5～10名とした。

(2) 調査票の配布・回収

調査は、郵送による無記名自記式質問紙調査によって行なった。調査協力に同意を得られた病院に対して、2種類の調査票を送付した。

(3) 調査内容

調査内容により対象を分けて調査票を作成した。病院の基本情報、個人情報保護法に基づいた個人情報の利用目的の掲示方法の実際などについて、病院全体の規則に精通していると考えられる看護管理者を対象とし、各施設1名に回

答を依頼した。病棟における看護退院サマリー送付方法の実際、看護退院サマリーの内容、看護退院サマリーの捉え方、記載にあたっての考えに関しては、看護退院サマリー記載の実績がある病棟に勤務する看護師を対象とした。

(4) 調査期間

平成20年6月～平成20年10月

【調査2】

(1) 対象

愛知県内にある全ての介護老人保健施設、介護老人福祉施設、訪問看護ステーションを対象とした。対象者は施設毎に、看護師と、介護関連職員（介護福祉士、ケアマネージャー等）各1名とした。

(2) 調査依頼及び調査票の配布・回収

調査は、郵送による無記名自記式質問紙調査によって行なった。調査協力に同意を得られた施設に対して2種類の調査票を送付した。

(3) 調査内容

調査内容は、患者を受け入れる時の医療施設との情報共有の方法、看護退院サマリーの保管場所、送付された看護退院サマリーの捉え方、サマリー情報の共有の範囲と内容とした。

(4) 調査期間

平成21年10月～平成22年3月

いずれの調査も、プレテストを含めた全ての調査は、研究者の所属機関の倫理委員会の承認を得た後に実施した。調査依頼文書にて施設長に研究協力を依頼し、同意が得られた施設で調査を実施した。調査票には調査依頼文書を添付し、自由意志による調査への協力を求めた。調査票は無記名の自記式調査とし、郵送による調査票の返送によって調査の同意を得たものとした。

4. 研究成果

【調査1】

愛知県内にある100床以上の全ての病院に調査協力を依頼して、205施設中62施設(30.2%)の協力が得られた。協力の得られた施設から、看護管理者用調査52部、病棟看護師用調査995部の回答が得られた。

(1) 個人情報取扱いに関する掲示

個人情報取扱いに関する掲示を行っている病院は46施設(88.5%)であり、そのうち33施設(76.7%)では複数の場所に掲示をしていた。

(2) 看護退院サマリーの書式

看護退院サマリーの書式は、「病院指定の書式」を使用している施設が91.2%だった。

看護退院サマリーに含まれる項目について、先行研究から抽出した 27 項目を提示し回答を求めた。90%以上が「含まれている」と回答した項目は「入院中の経過」、「入院中の問題点」など 9 項目だった。一方 30%未満の項目は「患者の人格」、「患者の協力度」などの 6 項目だった。

(3) 看護退院サマリーに記載する情報の詳細さとプライバシーへの配慮

看護退院サマリーに含まれる項目 27 項目から患者のプライバシーに強く関わると考えられる項目 18 項目を抽出し、それぞれの項目に記載する情報の詳細さと、記載にあたってのプライバシーの配慮の必要性について、4 段階で回答を求めた。記載する情報の詳細さでは、治療に関する情報や看護ケアに必要な ADL に関する情報などには詳細に情報提供をする傾向がみられたが、患者の基本情報や患者の人格・家族に関する情報は「記載しない」、「概要のみ記載」と回答したものが多かった。プライバシーへの配慮に関しては、「告知に関する内容」「病名」、「感染症」、「IC の内容」で必要性をより強く感じていた。

看護退院サマリーに記載する情報の詳細さと、プライバシーの配慮の必要性には、有意な正の弱い相関が認められた。

(4) 看護退院サマリー送付時の提示と同意

看護退院サマリートの送付方法は「患者・患者家族の持参」が最も多く、送付にあたり患者に内容を提示している者は 8.1%、同意を得ている者は 17.6%だった。

【調査 2】

愛知県内にある介護老人保健施設、介護老人福祉施設、訪問看護ステーション全施設に調査協力を依頼して、93 施設の協力が得られた。協力の得られた施設から、看護師 99 名、介護福祉士 38 名、ケアマネージャー 31 名、ホームヘルパー 4 名、ケースワーカー 1 名から回答が得られた。

(1) 医療施設との情報共有の方法

医療施設からの情報提供の方法として、看護退院サマリーと回答したものが 97.9%、ついで 70.8%のものが医師退院サマリー・紹介状と回答した。

患者の退院後の看護・介護において最も参考になる情報源として、71.5%のものが看護退院サマリーと回答した。

(2) 看護退院サマリートの保管場所

8 割以上のものが、ナースステーション及び事務所に保管していると回答した。原本をコピーして複数の場所で使用

していると回答したものもいた。

看護退院サマリーを施錠できる場所で保管をしていたのは 58.4%で、そのうち施錠をして保管をしている施設は 58.4%だった。

(3) 看護退院サマリー情報の共有について

看護退院サマリーに含まれる情報を共有する相手及び内容について制限の必要性の有無について質問したところ、制限の必要がないと回答したものは 76.4%であった。その理由として、「チーム医療のため情報共有が必要」(65.3%)、「専門職間での共有であるため」(34.7%)であった。制限の必要があると回答したものは 22.9%であり、その理由として、「患者・家族のプライバシー保護のため」(16.0%)、「職種によって情報の必要性が違うため」(10.4%)であった。また 6.3%のものが、送られてきた看護退院サマリーを患者・家族に見せることがあると回答した。

調査 1、及び調査 2 から、1 県における調査から看護退院サマリーによる患者情報の授受の現状が明らかとなった。

今後は患者への実態調査・意識調査を行い、より患者のプライバシーに配慮した情報共有が行えるように、施設間での情報共有における課題を明らかにしていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計 1 件)

- ① 守田恵理子、太田勝正、新實夕香理、看護退院サマリートの他施設への送付の実態と問題について—A 県の実態調査より—、第 35 回日本看護研究学会学術集会、平成 21 年 8 月 4 日、横浜

6. 研究組織

(1) 研究代表者

守田 恵理子(MORITA ERIKO)
名古屋市立大学・看護学部・助教
研究者番号：10423849

(2) 研究協力者

太田 勝正(OTA KATSUMASA)
名古屋大学・医学部・教授
研究者番号：60194156

新實 夕香理(NIIMI YUKARI)
名古屋大学・医学部・助教
研究者番号：20319156